

2015 目標 国総国際法杉原ゼミガイダンス

杉原 龍太

対象

- ・ 国総受験者で、国際法の専門記述論文を書けるようになりたい人。
- ・ 国際・情報関連省庁で有利な討論をアピールしたい人。

1. 事例問題の課題演習

- ・ 本試験でよく出題されている近年の国際トピック事例を織り込んだ長文事例問題を順に演習していきます。
- ・ 期限までに指定された2問のうち、1問の解答を作成して提出してください。
- ・ 添削・返却のうえ、ゼミで解説します(また、もう1問についてはゼミ当日までに少なくとも構成を考えておくこと)。
- ・ この課題の狙いは、国際法の知識を暗記に留まらず、これまでの知識を総動員して、論点を抽出する方法、答案構成を**考えるトレーニング**を徹底的にすることにあります。これによって未知の問題への対処の仕方も自然に習得でき、論文を繰り返し書いて添削を受けることで、文章力・構成力が身につきます。
- ・ 専門記述試験での高順位を狙い、国際法を自分の言葉とすることで、討論・センス、実務への対応力を身につけます。

[例題]

次の設例に関して、下に掲げる設問に答えよ。

[設例]

A 国の軍事独裁政権は 1980 年代に A 国国内で多くの一般市民の粛清を行った。この時期に A 国内で軍政に反対した容疑で拷問を受けた被害者 b が、B 国国内裁判所において A 国政府を相手取って損害賠償訴訟を提起したが、まもなく裁判所は b の訴えを斥けた。b は、B 国が C 地域人権条約に違反するとして、C 地域人権裁判所に B 国を提訴した。B 国は 1990 年に拷問禁止条約を批准した。2003 年 A 国の元大統領 a(1980 年より一貫して軍指導者)が B 国を外遊中、B 国警察は a を逮捕し、1990 年以降に拷問を命令した容疑で刑事訴追を開始した。この事態を受けて A 国は、B 国を相手取って国際司法裁判所に提訴した。

[設問]

- 1.b の訴えが、B 国国内裁判所で認められなかったのはなぜか。また、C 地域人権裁判所はどのような判断を下すと考えられるか。
- 2.国際司法裁判所が管轄権を肯定したとして、A 国の訴えに対してどのような本案判決を下すと考えられるか。

2. 判例テスト

判例の小テストを 4 回、宿題とします。テキストの索引、図解資料等を調べながら、問題ごとに解答を書いてくること。1 回ごとに毎回 5 問程度出題します。このテストで、重要判例を復習できます。毎回、授業の冒頭で解説します(自己採点)。

[例題]

ラグラン事件本案判決において、裁判所は、①仮保全措置についていかなる判断を下したか、②領事関係条約についていかなる解釈を示し、どのように結論したか。

3. シラバス

ガイダンス(12/21(日)17:10～18:10) 第1回の課題配布

→第1回ゼミの準備(提出しなくてよい)

第1回ゼミ 1/18(日) 前半 択一過去問問題集から予想問題のポイント解説
→持ってきてください。
後半第1回判例テストの解説、事例課題第1問を解説。

課題提出締切 1/16(金)14時 第2回課題の答案送信(第2問と第3問のいずれか)
メールで Word 原稿(※)を添付して指定のアドレスに提出してください。
TAC 国家総合職講座事務局: kokusou@tac-school.co.jp (担当: 長谷川さん)
(メルアドを間違えないように)

第2回ゼミ 2/1(日) 第2回判例テストの解説、事例課題第2問・第3問を解説。

課題提出締切 1/30(金)14時 第3回課題の答案送信(第4問と第5問のいずれか)

第3回ゼミ 2/11(水) 第3回判例テストの解説及、事例課題第4問・第5問を解説

課題提出締切 2/9(月)14時 第4回課題の答案送信(第6問と第7問のいずれか)

第4回ゼミ 2/25(水) 第4回の判例テストの解説、事例課題第6問・第7問を解説

模擬集団討論 3/11(水) 時事的国際問題についてグループ分けして討論の練習

※Word が使えない場合は、メールべた打ちで回答を送ってください。ただし、字数制限は守ること。また文字化けしない文字を使ってください。

※TAC 動画チャンネルでガイダンスを視聴して申し込まれる方は、TAC 国家総合職講座事務局にゼミ課題問題をメールで請求してください。

メールアドレス: kokusou@tac-school.co.jp (担当: 長谷川さん)

事務局から課題をメールにて返信しますので、上記と同じ方法で提出してください。